

<令和3年度 第2回静岡県文化財保護審議会 会議録>

(令和4年3月24日(木) 13:30~15:15 県庁本館4階議会401会議室)

司会	ただいまより、令和3年度第2回静岡県文化財保護審議会を開会する。最初に静岡県スポーツ・文化観光部理事、渋谷から挨拶する。
理事	(理事挨拶)
司会	本審議会については、今年1月に委員を改選し、新たに委員に就任した委員2名を含む20名の委員で構成される。本日は委員20名のうち、18名の委員が出席していることから、静岡県文化財保護審議会条例第7条の規定により会議は成立する。 今回、新たに脇田委員と日高委員の2名に就任していただいた。新任委員から就任の挨拶をお願いします。
	(新任委員就任挨拶)
司会	本日は、指定案件1件の審議をお願いします。本日の会議録については小山委員、酒入委員に署名をお願いします。 本来ならここから議事進行を会長にお願いするところだが、1月の委員改選により会長、副会長が不在となっていることから、事務局の進行で会長の選任を進めさせていただきたい。
	(異議なし)
事務局	会長、副会長を選出する。静岡県文化財保護審議会条例第6条の規定により、委員の互選により選出することになっている。会長の選出について、意見があればお願いします。
小山委員	杉野委員を推薦する。
事務局	杉野委員を推薦する意見が出されたが、他に意見はあるか。 なければ、杉野委員が会長に就任いただくことで異議はないか。
	(異議なし)
事務局	静岡県文化財保護審議会会長に杉野委員が選出された。ここからは杉野会長に進行をお願いします。杉野会長は議長席に移動を願う。
議長	(就任挨拶) 副会長を選出する。意見はあるか。
酒入委員	西田委員を推薦する。
議長	西田委員を推薦する意見が出されたが、他に意見はあるか。
	(意見なし)
議長	他に意見がないようなので、静岡県文化財保護審議会副会長に西田委員を選出

	<p>する。本審議会の副議長は副会長が務めることになっていることから、西田副会長は副議長席に移動をお願いします。</p>
議長	<p>審議に入る。木造文殊菩薩坐像の指定の適否について審議する。事務局に案分の朗読をお願いします。</p>
事務局担当	<p>(諮問文案朗読)</p>
議長	<p>この案件について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局担当	<p>(説明)</p>
議長	<p>続いて、調査を担当された岩佐委員に補足説明をお願いします。</p>
岩佐委員	<p>この像は平成 24 年度に静岡市の文化財に指定されているもので、今、説明にあったように平安時代から鎌倉時代の移行期にあたる作風を示す優れた作品である。</p> <p>平成 25 年度に行われた解体修理では、胎内に修理銘が記された納入品が詰められていることが初めて確認された。この納入品の主体は卷子状の文書が複数束ねられたもので、劣化が進行し多くが固着してしまっていることから調査は十分にできていないが、中には戒忍という僧侶が永仁 6 年に文殊菩薩の種子 50 万體分を書き、収めたものが含まれている。一方、頭部に納められていた文殊菩薩の修行法を記した冊子には弘仁元年の年記が認められる。</p> <p>また、納入品の一部には「西大寺」という寺名も記されている。『鎌倉遺文』に所収されている文書（西大寺叡尊坐像、同寺文殊菩薩像の納入文書）からは、西大寺を拠点に文殊信仰を推進した叡尊の弟子に戒忍という人物がいることが確認でき、納入品に記された戒忍と同一人物と認められる。したがって、この像は西大寺に関わりが深い叡尊や忍性といった人物が主流として展開した文殊信仰と、ひいてはそれに基づく貧窮者などの救済といった社会福祉事業を含んだ大きなうねりの中で捉えられるものだといえる。</p> <p>なお、叡尊の弟子の忍性は鎌倉で活躍することになり、ちょうど静岡は奈良との中間にあたる。叡尊が担った仏教運動は全国的な展開をみせており、愛知や岐阜の方には記録が残されているが、なぜか静岡には少ない。静岡にこの像が存在することも何らかの意味があるのではないかと。叡尊が亡くなった際に、忍性が沼津の靈山寺から僧侶を派遣していることはこの地域の少ない事象であり、靈山寺もまた、当時この像が安置されていた寺院とともに、真言律宗の拠点の一つであったといえるのであろう。</p> <p>このように考えると、本像が県指定に値することはもとより、胎内から発見された納入品も一体の県指定としてしっかり保存管理し、修理に際して記載内容をしっかりと把握していく必要がある。</p>
議長	<p>では、木造文殊菩薩坐像の指定について審議する。質問、意見等をお願いします。</p>
酒入委員	<p>納入品の現在の保存の現状はどのようになっているか。また、損傷滅失しないよう、今後どのような措置を執る見込か。</p>
事務局	<p>納入品については、固着していない一部の史料は裏打ちを施しているが、他はそのままの状態を防虫剤とともにプラスチックケースに入れて保管している。今後、修理をしていく必要があると認識しているため、静岡市と協力して所有者の鉄舟禅寺と協議を進め、なるべく早く措置できるよう努めていく。</p>

事務局	その他に意見等はあるか。
石垣委員	<p>納入品については、像と一体のものと解してよろしいか。</p> <p>指定名称については、同名の仏像との混同を避けるため、寺院の名称を付けるなど何らかの措置を考えているか。</p>
事務局	<p>納入品は、元来像の中に入っていたものなので、像と一体のものである。修理の際に保存処理を施し元に戻すのが本来であるが、何らかの都合で戻っていない状況にある。次回の修理の際に戻すことを考慮し、しっかり保存できるよう留意する。</p> <p>像の名称については、寺院の名称を付けることにより分かりやすくなることにはなるが、国指定・県指定ともに材質・仏様の名称・立つか座るかの別で標記することにしている。今回もこれに倣い、指定名称は「木造文殊菩薩坐像」としたい。</p> <p>なお、像を紹介するときには、「鉄舟禅寺蔵」であることを明記していく。</p>
議長	その他の質問はあるか。
内田委員	この像に、国指定の可能性はないのか。
岩佐委員	<p>叡尊に関わるものとして、史料が欠落している部分を補えるものであることが確実に評価できれば可能性はあると思うが、現状では分からない。納入品も像が造られた100年程度後の時点での文殊信仰を示すものなので、像との直接的なつながりという観点からもどう評価されるか分からないところである。</p>
内田委員	<p>納入品は別途保存するということだが、寺院が保管するには保安上の不安がないか。</p> <p>また、鉄舟禅寺には他にも正確に評価されていない仏像が保管されていると聞いているが、悉皆調査の予定はあるか。</p>
事務局	<p>鉄舟禅寺と十分相談しながら、適切な保管に努めていく。その上で必要であれば市内の博物館等への保管の依頼についても勧めていきたい。</p> <p>鉄舟禅寺の所蔵品についての調査は、現在、静岡市がとりかかっていることから、その状況を見ながら、委員とも情報を共有していきたいと考えている。</p>
議長	<p>岩佐委員に伺いたい。</p> <p>この像は、久能寺で制作され、修理がされた時点でも久能寺にあり、武田氏により山頂から降ろされて以降もそのまま保管され、現在の鉄舟禅寺に伝来していると考えてよいか。</p> <p>また、この像に伴う光背、台座は江戸時代の後補ということだが、今では像と一体となって保管されている。これら光背、台座は今回の指定に含まれるかどうか。</p>
岩佐委員	<p>この仏像の伝来に関しては正確に把握できない点もあり、江戸時代後期の地誌にも記載が確認できない。他から移された仏像には言い伝えが残される傾向があることを考慮すると、断言はできないものの久能寺から鉄舟禅寺に、あるいは近辺の寺や地域の人々に守られてきたものといっておいたほうがよいだろう。</p> <p>光背には享保17年の墨書がありその時期に補われたものと思われ、台座には墨書がないものの同時期に補われたものと思われる。指定の範囲は、国の指定や</p>

	<p>県の他の事例と照らし合わせて同様に考えればよいと思う。</p>
事務局	<p>了解した。表記は一纏でよいか。</p>
岩佐委員	<p>よい。</p>
議長	<p>その他意見はあるか。</p>
議長	<p>意見等がないようであれば、本案件、木造文殊菩薩坐像を静岡県指定文化財に指定するよう静岡県知事に答申をする。 本日の審議案件については以上である。進行について、事務局に返す。</p>
司会	<p>それでは、杉野会長に、答申書に署名をしていただく。</p> <p>(杉野会長 署名) (渋谷理事 受領)</p>
司会	<p>続いて、報告事項に移る。今回の報告は2件になる。県指定無形民俗文化財の指定の解除について、報告する。</p>
事務局	<p>(指定解除について報告)</p>
司会	<p>続いて、令和4年度の県の取組について、事務局から報告する。</p>
事務局	<p>(県の取組について報告)</p>
司会	<p>令和4年度の県の取組について、質問、意見等あるか。</p>
大久保委員	<p>非常に価値の高い無形民俗文化財など、一般の方にはいつ開催されているかわからないのではないかと。年によっては実施日が変わることもあると思うが、この日に見ることができるという情報を、様々な方法で発信していただけたらよいと思う。</p>
事務局	<p>県内の無形民俗文化財の開催日については、市町を通じて各保存会に聞き取りを行い、開催日を一覧表にして、県のホームページ上に掲示をしている。コロナ禍の影響で変更や中止が生じれば随時更新することになっているので御参照願いたい。</p>
司会	<p>他に質問はないか。</p> <p>(質問なし)</p>
司会	<p>以上をもって、令和3年度第2回静岡県文化財保護審議会を終了する。</p>